

(別添日程)

令和元年度前期・後期 特定事業所集中減算の取扱いスケジュールについて

「居宅介護支援事業費の算定にかかる特定事業所集中減算の取扱いについて」に基づく、紹介率最高法人の紹介率が80%を超え、「正当な理由」として申し出られた場合の減算の適否の判断は下記の日程で行う予定ですので、御承知願います。

なお、「正当な理由」と認められるかどうか等の照会には応じられませんので御了承ください。

記

前 期	後 期	手 続 き
令和元年 7月31日	令和2年 1月31日	・紹介率最高法人への紹介率が80%を超える見通しだが、 「その他正当な理由」(⑤の理由の場合)がある場合の市 への申し出期限
8月1日 と 8月20日	2月1日 と 2月20日	・上記申し出のあった事業所のヒアリング等の実施 ※日程については別に連絡します。
9月初旬	3月初旬	・ヒアリング等の結果、やむを得ないと判断するかどうかの 通知
9月13日 【必着】	3月13日 【必着】	・特定事業所集中加算に係る報告書類提出 ※追加で資料を求める場合があります。